

令和6年度 経営所得安定対策の交付金について

1. 水田活用の直接支払交付金（産地交付金）〔交付面積は1a単位〕

【交付対象者】販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

＜お問合せ＞
稲美町産業課産業振興係 電話 079-492-9141

○交付申請書について
交付申請書は5月20日（月）までに提出して下さい。
（5月8日以降は稲美町産業課へ提出）

押印は不要です。

○交付金対象作物について
4月1日以降に出荷・販売する作物が対象です。

作業日誌・出荷伝票等が必要です。

※みつ源作物、新植果樹（未出荷のもの）については、作業日誌のみ提出が必要です。

○作業日誌・出荷伝票について
提出時期にお知らせいたしますので、作業日時や内容を控えておき、出荷伝票等を保管しておいて下さい。

台風等の被害で収穫できなかった場合は？
（通常の1／2未満の収穫）
→被害確認後、すぐに証拠写真を撮って下さい！該当する交付金が支払われる場合があります。

※写真、作業日誌、理由書、収穫皆無の申出書が必要です。
※詳細はお尋ね下さい。

- ・全てにおいて作業日誌の提出が必要です。
- ・水稻関係の交付金については、販売契約が必要です。

区分		作物名・内容	交付単価（円／10a）	作業日誌以外の必要書類・要件等
一般	①戦略作物	麦・大豆・飼料作物	35,000	出荷・販売契約書、出荷伝票等の写し
		WCS(稲発酵粗飼料)用稲	80,000	出荷・販売契約書、出荷伝票等の写し ※近畿農政局と別途協議が必要
		加工用米	20,000	出荷・販売契約書、出荷伝票等の写し (加工用米については、出荷業者より提出があります。)
		飼料用米(専用品種)、米粉用米	収量に応じ 55,000～105,000	出荷・販売契約書、出荷伝票等の写し ※近畿農政局と別途協議が必要
		飼料用米(一般品種)	収量に応じ 55,000～95,000	出荷・販売契約書、出荷伝票等の写し ※近畿農政局と別途協議が必要
	②みつ源作物	みつ源作物 (みつ源レンゲ、みつ源ヘアリーベッチ、みつ源クローバー)	8,000	養蜂業者と締結した契約書等の写し
	③地域振興作物	キャベツ、ブロッコリー、スイートコーン、トマト、メロン(出荷販売用)	14,000	キャベツ・ブロッコリー・スイートコーンは10a以上、トマト・メロンは5a以上の作付 出荷伝票等の写し
	④その他	新植果樹(未出荷のもの)	4,000	令和3年以降に新植されたものが対象(出荷販売している果樹は、下記「その他の作物(10,000円)」の対象作物となるため、対象外となります。)
		その他の作物（出荷販売用）	10,000	出荷伝票等の写し
⑤担い手助成 (認定農業者、集落営農組織等)		麦	最高 3,000 (R5年度実績:3,000円)	集落営農・認定農業者等で麦3ha以上作付 (3ha以上の要件のカウントには二毛作の麦を含みますが、加算対象にはなりません。)
		麦	3,000	集落営農・認定農業者等で麦10ha以上作付 (10ha以上の要件のカウントには二毛作の麦を含みますが、加算対象にはなりません。)
		耕畜連携助成	最高 13,000 (R5年度実績9,000円)	飼料作物、飼料用米、WCS(稲発酵粗飼料)用稲の作付 耕畜連携の利用供給協定書の写し
		大豆	5,000	集落営農・認定農業者等で大豆1ha以上作付
		みつ源作物 (みつ源レンゲ、みつ源ヘアリーベッチ、みつ源クローバー)	5,000	集落営農・認定農業者等で3ha以上作付 (ただし担い手麦助成を受けている場合は、みつ源作物1ha以上の作付)

※ 主食用米と戦略作物(①)、または戦略作物(①)同士の組み合わせによる二毛作の場合は、上記に関わらず一方に最高15,000円／10aを助成
※ 産地交付金(②～⑤)については国と協議中で変更になる場合があります。(R5年度実績:10,000円／10a)

2. 畑作物の直接支払交付金（一部抜粋）

【交付対象者】販売目的で生産(耕作)する集落営農・認定農業者・認定新規就農者(規模要件なし)

項目	内容
小麦	数量払い 3,690円～ 8,270円／60kg(等級/ランクによる品質加算を含む)
六条大麦	数量払い 3,590円～ 5,510円／50kg(等級/ランクによる品質加算を含む)
白大豆	数量払い 8,310円～ 10,770円／60kg(等級による品質加算を含む)
そば	数量払い 15,070円～ 18,010円／45kg(等級による品質加算を含む)

※ 出荷契約書、出荷伝票のほか、出荷数量や品位等検査結果の確認できる書類の提出が必要です。
※ 免税事業者向け単価を含みます。